

行動規範

一般社団法人 和乃絆の行動規範は、当法人の理念「自己理解、自己研磨、自己決定を支えていく」の精神に則り、より具体的な行動、考え方の基準として制定したものです。役員、従業員一人ひとりが、この行動規範に掲げた趣旨を尊重し、一般社団法人 和乃絆の一員として、また社会人として、法令の遵守はもちろんのこと、良識ある行動をとり、社会的責任を果たしていくよう一層努力してまいります。

I. 社会とのコミュニケーションの促進を図ります

私たちは、社会に対して、またあらゆる利害関係者との対応には法令や社会的ルールを遵守します。

- ◇ 事業に関連する法令等を正しく理解し、遵守します。
- ◇ 多様なニーズに対し、ネットワークを活用し、期待を超えるサービスの提供を目指します。
- ◇ 個人情報の取扱いには、各国の法令に基づき、適切に管理・利用し、信頼関係を構築します。

II. 個の力を最大限に発揮し、かつ尊重し合います

私たちは、「福祉は人なり」であることを認識し、責任と誇りを忘れず常に挑戦する勇気をもって行動します。

- ◇ 自らが担当する業務に責任と誇りをもって、真摯に取り組みます。
- ◇ 困難を恐れず、常に挑戦する勇気をもって行動します。
- ◇ 自律的に自己の能力と人間性の向上に取り組みます。
- ◇ いかなる職務においても誰のための、何のための業務なのかを常に意識し、行動します。

III. 高い透明性と公正な姿勢に基づき行動します

私たちは、必要な情報を積極的かつ適時に明らかにするとともに、法令等を遵守し、公正に行動します。

- ◇ 事業情報を積極的かつ的確に発信し、説明責任を果たします。
- ◇ 政府関係者等との関係について慎重かつ細心の配慮をもって臨み、汚職には関与しません。
- ◇ 会計について、常に正確性に努め、意図的な改ざん、また改ざん行為への関与はしません。
- ◇ 反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除する姿勢を持ちます。

IV. 必要とされる事業を実施し、社会への責任を果たします

私たちは、社会に有用な事業とサービスを開発・提案・提供し、共生社会の実現に貢献します。

- ◇ 「世界人権宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重し、人権侵害に加担しません。
- ◇ 児童労働、強制労働・奴隷労働、および人身売買による労働を一切認めません。
- ◇ 生涯学習、地域社会活動、文化の分野をはじめとする社会貢献活動を積極的に行います。